

(保) 第58号  
昭和57年12月9日

本部各部課長 殿  
各警察署長

項目コード	J 0 3 0 6
保存期間	長 期
廃棄年月日	
担当係	銃器安全係

三重県警察本部長

銃砲店等施設に関する基礎資料の整備について(例規通達)

改正 昭61(務)第28号

猟銃等保管業者等の施設(以下「銃砲店等施設」という。)の実態を把握するため、次により基礎資料を整備することとしたから誤りのないようにされたい。

記

### 1 趣旨

銃砲店等施設の実態を的確に把握し、これを基礎資料として保存することによって、銃砲店等施設に対する指導取締りを適正かつ効果的に推進するとともに、銃砲、火薬類の盗難等不正流出の未然防止に資するものである。

### 2 銃砲店等施設の範囲

銃砲店等施設の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 武器等製造法(昭和28年法律第145号)に基づく猟銃等製造事業者及び猟銃等販売事業者の施設
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)に基づく捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者及び猟銃等保管業者の施設

### 3 基礎資料の整備要領

- (1) 既存の銃砲店等施設については、速やかに銃砲店等施設実態調査表(別記様式以下「調査表」という。)を2部作成し、1部を警察署備付けの銃砲刀剣類製造(製作)(販売)届出台帳に編てつし、1部を、防犯部生活保安課長(以下「生活保安課長」という。)を経て報告すること。
- (2) 新規に銃砲店等施設が設けられた場合は、当該銃砲店等施設の関係者に対し、銃砲等の適正な取扱管理について指導するとともに、調査表を作成のうえ、前記(1)に定める手続きを行うこと。
- (3) 調査表の記載事項に変更を生じたときは、その都度訂正し、前記(1)に定める手続きに準

じて報告すること。

#### 4 指導取締り

銃砲店等施設のうち、保管の設備及び方法について、武器等製造法及び銃砲刀剣類所持等取締法に規定する基準に適合しないことなどにより、保安上支障があると認められる場合は、必要な措置をとるよう指導するとともに、その概要を生活保安課長を経て報告すること。

鉄砲店等施設実態調査表

(1)  
署

名 称	TEL					代 表 者	氏名					TEL		兼業営業名	
所在地							住所								
許 可 (届出) の状況	獵 銃 等					獵銃等以外の鉄砲			火 薬 類						
	年月日	番 号	製 造 (修理)	販 売	保管業	届出年月日	製造	販売	許可年月日	許可番号	獵用火薬	産業火薬			
	許可														
	届出														
店 舗 の 状 況	出入口	外 戸	種 別				窓	格 子	材 質						
			材 質					有 無	間 隔	cm	直 径	cm			
			自動警報装置	有 無		外 戸		種 別							
		鍵の種別個数						材 質							
		種 別						自動警報装置	有 無						
		内 戸	材 質					有 無 内 戸	種 別						
	自動警報装置		有 無		材 質										
	鍵の種別個数					自動警報装置			有 無						
	種 別					種 別									
	材 質					材 質									
	自動警報装置		有 無		自動警報装置	有 無									
	鍵の種別個数				鍵の種別個数										

( B 5 )

保 管 の 状 況	保管庫    (個)	設置場所			陳 列 ケ ー ス  有 無	設置場所				
		種 別				材 質				
		材 質				鍵の種別 個 数				
		扉の堅固性	有	無		有	無	銃の固定 整備	種別材質	
		鍵の種別 個 数				鍵の種別 個 数				
		保管能力	丁			保管能力				
		固定の 状 況				固定の 状 況				
非 常 通 報 装 置 の 状 況	設 置 場 所	通 報 先 ( 範 囲 )		作 動	手動の場合の操作方法	整備状況	通報効果			
				自動 手動		良 不良	良 不良			
				自動 手動		良 不良	良 不良			
				自動 手動		良 不良	良 不良			
				自動 手動		良 不良	良 不良			
				自動 手動		良 不良	良 不良			

(3)

実包の貯蔵状況	貯蔵庫の種別	庫外貯蔵所		設置場所			
	庫外貯蔵所以外の場合	材質				警報装置	有 無
		鍵の種別			固定の状況		
		個数					
	貯蔵能力	個	銃と別の場所であるか	別の場所である	別の場所でない		
看守状況	昼間						
	夜間						
銃の取引状況	1 取引先メーカー（販売店）名及び所在地		実包の取引状況	1 取引先メーカー（販売店）名及び所在地			
	2 運搬方法、経路			2 運搬方法、経路			

(注) 1 許可(届出)の状況欄中の「猟銃等」とは、猟銃、空気銃を、「猟銃等以外の銃砲」とは、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第11号に規定するものをいうほか、「製造(修理)」「販売」「保管業」「製造」「猟用火薬」「産業火薬」の欄は、該当する箇所に○印を付すること。

2 には、該当する箇所に✓印を付すること。



(注) 次の事項を明確に記載すること。

- 1 店舗及び家屋の間取り
- 4 非常通報装置の設置個所

- 2 出入口及び窓
- 5 実包の貯蔵場所

- 3 銃の保管庫及び陳列ケースの位置